

敷地や屋根裏に侵入するアライグマ・ハクビシンを捕獲するには？

アライグマ、ハクビシンなどの野生のほ乳類は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という）」の対象となるので、捕獲・殺傷するには都道府県知事の許可が必要です。

天井裏に侵入した、庭にいて困っているから、という状況で、許可なく捕獲してしまうと、鳥獣保護管理法違反となってしまうので注意が必要です。

また、アライグマやハクビシンを箱わなで捕獲しようとする場合、捕獲許可を得るには原則としてわな猟免許を所有していることが必要となります（住宅内に被害がある等の場合は例外有り）。

鳥獣保護管理法の例外として、ほ乳類の中でも、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミは対象外となりますので、捕獲する際の都道府県知事の許可は必要ありません。

また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により特定外来生物に指定されているアライグマは、環境大臣の防除の認定を受けると、認定を受けた方が捕獲する場合は、鳥獣保護管理法の適用は受けません。

ご自分で国や都道府県の許可などを取るのが大変だ、という方は、専門業者に相談する方法があります。

住宅等に被害を及ぼすアライグマ・ハクビシンのような中型のほ乳類の駆除を行なっている専門業者は、あらかじめ許可等の手続きを取っているので、法律に違反することなく、対象の動物を捕獲することができます。

依頼する時は、1社だけではその金額が高いのか安いのか判断が難しいため、複数の業者に見積もりをとることをお勧めします。

自治体によっては、アライグマ・ハクビシンの駆除を行なっているところもあります。

町田市では、2021年3月現在、町田市内に住宅を所有している方を対象に、所有している建物内に侵入しているアライグマ・ハクビシンの駆除を、専門業者に委託して行なっています（賃貸住宅を借りている方は、まずはその物件の所有者にご相談いただいています）。

町田市では、現在、町田市内に住宅を所有している方を対象に、所有している建物内に侵入しているアライグマ・ハクビシンの駆除を、専門業者に委託して行なっています。

町田市では、現在、町田市内に住宅を所有している方を対象に、所有している建物内に侵入しているアライグマ・ハクビシンの駆除を、専門業者に委託して行なっています。

町田市では、現在、町田市内に住宅を所有している方を対象に、所有している建物内に侵入しているアライグマ・ハクビシンの駆除を、専門業者に委託して行なっています。

町田市では、現在、町田市内に住宅を所有している方を対象に、所有している建物内に侵入しているアライグマ・ハクビシンの駆除を、専門業者に委託して行なっています。

町田市チラシ